

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の平成31事業年度の業務運営に関する計画（平成31年度年度計画）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）の平成31年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 郵便貯金管理業務

機構は、郵便貯金を適正かつ確実に管理し、これに係る債務を確実に履行することを求められている。郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施することとする。

(1) 委託先及び再委託先の監督

委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行（以下第1の1(1)において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、郵便貯金管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の1(1)において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の1(1)において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

加えて、次のとおり、委託先及び再委託先（以下第1の1(1)において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。

① 監督方針の策定

委託先等に対する監督方針を定めることとする。平成31年度における重点確認項目は、次のとおりとし、項目ごとのスケジュールを設定する。

（重点確認項目）

- ア 顧客情報の管理
- イ 苦情申告対応
- ウ 委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止
- エ その他業務品質の確保に係る事項
- オ 会計に関する業務の適正性

② 確認等

監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に1回以上行う。

不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。

実地監査については、平成31年度における実地監査計画を定め、重点を貯金事務セ

ンター等の後方事務に置いて、上記①の重点確認項目の確認のため必要な項目その他業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため必要な項目について行う。

また、平成 31 年度内に、今中期目標期間中に全国 13 エリアに 1 回以上実地監査を行うという目標を達成した後においては、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、監査項目を見直し、それに応じて監査対象拠点等を選定することとする。

なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める。

(2) 資産の确实かつ安定的な運用

郵便貯金に係る債務の确实な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、郵便貯金資産の平成 31 年度運用計画（別紙 1）に従い、方針を定め、确实かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。

(3) 周知・広報

郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施することとする。

預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促す挨拶状については、平成 29 年度及び平成 30 年度に挨拶状を発送していない満期後 2 年目の郵便貯金（平成 29 年度に満期となった郵便貯金）の預金者に平成 31 年度前半を目途に発送する。これにより、挨拶状をすべての預金者に発送したこととなることを踏まえ、その到達状況、払戻し効果等を分析する。また、満期後 15 年目を迎えた預金者のうち到達可能な者に挨拶状を発送する。それ以外の預金者に対しても、挨拶状を再度発送する効果を検証し、効果が認められ得る場合は権利消滅までの期間が短い者に重点を置き発送することとする。

さらに、引き続き挨拶状を発送した預金者へのアンケート調査（10,000 名以上）を行うほか、保有する預金データを分析するなどして預金者の実態を今中期目標期間の見込み業務実績等報告書で提示できるように努める。

住所調査については、挨拶状が届かなかった預金者のうち、平成 30 年度までに調査を行っていない預金者から 20 万名以上について実施することとする。

これらの預金者への個別周知施策に加え、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況をホームページにおいて公表するとともに、新聞広告等の広報施策を実施する。

郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、5 件以上の広報施策・活動の連携を図る。

広報に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方に対する実態調査等を実施する。

(4) 情報の公表

① 郵便貯金の適正かつ确实な管理及びこれに係る債務の确实な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を公表することとする。

なお、これらの情報のうち、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（以下「省令」という。）第 17 条第 1 項に規定する情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第 38 条第 1 項の規定による総務大臣の承認を受けた日から 2 月以内に行うこととする。

② ①の情報の公表に当たっては、情報を記載した書類の機構への備え付けのほか、ホームページを積極的に活用することとする。また、ホームページは、利用者に分かり

やすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見若しくはアクセス状況調査等により、掲載内容の検証を1回以上行うこととする。

2 簡易生命保険管理業務

機構は、簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これに係る債務を確実に履行することを求められている。簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施することとする。

(1) 委託先及び再委託先の監督

委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下第1の2において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第1の2（1）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第1の2（1）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

加えて、次のとおり、委託先及び再委託先（以下第1の2（1）において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。

① 監督方針の策定

委託先等に対する監督方針を定めることとする。平成31年度における重点確認項目は、次のとおりとし、項目ごとのスケジュールを設定する。

また、監督方針の策定に当たっては、特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう留意するものとする。

（重点確認項目）

- ア 保険金等支払の管理
- イ 顧客情報の管理
- ウ 委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止
- エ 苦情申告対応
- オ その他業務品質の確保に係る事項
- カ 会計に関する業務の適正性

② 確認等

監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの検証を半期に1回以上行う。

不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。

実地監査については、平成31年度における実地監査計画を定め、上記①の重点確認項目の確認のため必要な項目その他業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため必要な項目について行う。

監査項目は、保険金等の支払等に係る状況の検証結果、過年度の実地監査の結果等を十分踏まえて設定し、それに従って、監査対象拠点等を選定することとする。

なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める。

(2) 資産の確実かつ安定的な運用

簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の平成31年度運用計画（別紙2）に従い、方針を定め、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。

再保険先である委託先において、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を毎月把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認する。必要に応じ、実地監査による確認等を行うこととする。

(3) 周知・広報

民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況をホームページにおいて1回以上公表する。

また、受取未済の保険金等の有無の確認及びその早期受取りを呼びかけるため、委託先との連携施策等、周知媒体を用いた広報施策を1回以上行う。

郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、5件以上の広報施策・活動の連携を図る。

広報に当たっては、前年度までに実施した実態調査の結果等を踏まえ、より効果的かつ効率的な実施に努める。

(4) 情報の公表

- ① 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を公表することとする。

なお、これらの情報のうち、省令第18条第1項に規定する情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。

- ② ①の情報の公表に当たっては、情報を記載した書類の機構への備え付けのほか、ホームページを積極的に活用することとする。また、ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見若しくはアクセス状況調査等により、掲載内容の検証を1回以上行うこととする。

3 郵便局ネットワーク支援業務

機構は、日本郵便株式会社に対し、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することを求められている。郵便局ネットワーク支援業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施することとする。

(1) 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施

交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、1回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行い、必要に応じて業務の実施方法を定めた規程類の見直しを行うこととする。

徴収した拠出金は他の勘定の資金と区分し、口座を分けて管理する。また、徴収した拠出金の取扱者を限定し、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講じ、1回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。

認可事項を遵守しつつ、あらかじめ確定した交付及び徴収の時期等にしがって、本年度の交付及び徴収を確実に実施することとする。

交付金の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、交付及び徴収に係る情報を共有しつつ、認可事項を遵守して次年度の適切な交付及び徴収の時期等を本年度中に確定することとする。

(2) 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施

交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施のため、総務省令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定することとする。また、総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとする。

郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要な資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手することとする。日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料については、十分な補足説明を受けることで内容を確認することとする。これらの資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行うこととする。

また、各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、1回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務経費等の合理化・効率化

機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行できるよう配意しつつ、職員の意識改革を図る。各業務への適切な資源配分を行うため、各部門における進捗状況と経費の使用状況を的確に把握する。一般管理費については、無駄な経費が発生しないよう、調達合理化等を推進するとともに、必要に応じ、見直しを適時適切に行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて5%以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行う。

なお、「情報セキュリティ対応経費」とは、「第4 その他業務運営に関する重要事項」中の「4 情報セキュリティ対策の推進」に係る経費を指す。

(2) 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮しつつ、適正な水準（対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）100以下）を維持するため手当を含めた役職員給与等の適切性を厳しく検証し、必要に応じて適正化を図り、その検証結果や取組状況を公表する。

(3) 調達の合理化

一般管理費及び業務経費の効率的使用に当たっては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。

平成31年度の「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構調達等合理化計画」に基づき、中期目標期間における一者応札の平均件数を第2期中期目標期間における一者応札の平均件数（年3件）より増加させないように努める。

また、少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

4 短期借入金の限度額

郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、170百万円とする。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画はない。

2 人事に関する計画

下記3に記載。

3 内部統制の充実・強化

(1) 内部統制の体制整備等

法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、特に次の点に留意の上、継続的な取組を実施する。

- ① 統制環境の整備
- ② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応
- ③ 統制活動としての方針等の整備
- ④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備
- ⑤ モニタリング態勢の整備
- ⑥ ICTへの対応

内部統制委員会は、1回以上開催する。

また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当・内部統制推進部門と

監事による連携を強化する。

(2) 人事に関する計画

各部門において計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の効果的かつ効率的な実施のため、業務の質、量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努める。また、メンタルヘルス、ハラスメントの防止等について、有用な情報を提供できる外部の専門機関等も活用することにより、職員の意識や認識の向上を図るとともに、相談体制を構築し、働きやすい職場環境を整備する。

4 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティについて、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努める。また、職員を対象とする訓練又は点検を5回以上実施し、PDCAサイクルによる改善を図る。

委託先（株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）及び再委託先（日本郵便株式会社）においても個人情報の適切な管理が図られるよう、受領した報告又は実地監査により確認等を行うとともに、必要に応じ、改善を求める等の措置を行うこととする。

5 災害等の不測の事態の発生への対処

災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて見直す。また、「緊急事態対応計画」で定める緊急時連絡先一覧等について適時見直すとともに、「業務継続計画」については役職員の参集や優先して実施すべき業務等について見直しを実施する。また、災害時を想定した訓練を2回以上実施することなどにより、リスク管理体制を適切に運用する。

委託先（株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）及び再委託先（日本郵便株式会社）においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、受領した報告又は実地監査により確認等を行うとともに、必要に応じ、改善を求める等の措置を行うこととする。

郵便貯金資産の平成 31 年度運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

郵便貯金資産の運用は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）に定められた範囲内で、以下の方法により行う。

① 株式会社ゆうちょ銀行に対する預金

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法（以下「預入条件」という。）と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。

② 地方公共団体に対する貸付け

整備法附則第 6 条第 2 項の規定により、公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。

③ 国債等

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。

④ その他

郵便貯金勘定における流動性の確保の必要性その他の状況を踏まえ、預金を行う。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 平成 31 年度における資産構成

平成 31 年度における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 機構が公社から承継した郵便貯金に相当する資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対する預金
- ・ 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れる資金と同額の地方公共団体に対する貸付け
- ・ その他、郵便貯金勘定における流動性の確保の必要性その他の状況を踏まえて確保する現金及び預金並びに国債等

簡易生命保険資産の平成 31 年度運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

簡易生命保険資産の運用は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）に定められた範囲内で、以下の方法により行う。

① 契約者貸付け

機構法第 29 条第 1 号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。

② 株式会社かんぽ生命保険への預託

機構法第 29 条第 2 号の規定により、株式会社かんぽ生命保険への預託に係る債権を保有する。

③ 地方公共団体に対する貸付け

整備法附則第 18 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和 24 年法律第 68 号）第 88 条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び整備法附則第 18 条第 2 項の規定により、日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。

④ 国債等

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有することを基本とする。

⑤ その他

簡易生命保険勘定における流動性の確保の必要性その他の状況を踏まえ、預金を行う。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 平成 31 年度における資産構成

平成 31 年度における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け及び地方公共団体に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに国債等

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構平成31年度年度計画の予算等

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	4,437,769
保険料等収入	3,974,316
拠出金収入	295,395
運用収入	164,806
手数料収入	4
その他の業務収入	3,247
借入金償還原資	1,733,989
計	6,171,758
支出	
業務経費	4,437,058
保険金等支払金	3,975,633
交付金	295,219
支払利子	164,806
その他の業務支出	1,400
一般管理費	58
人件費	556
借入金償還	1,733,989
計	6,171,662

【人件費の見積り】

期間中総額451百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	4,214,320
經常収益	4,214,320
保険料等収入	3,808,377
拠出金収入	295,376
資産運用収益	107,824
役務取引等収益	4
その他業務収益	—
その他經常収益	2,739
費用の部	4,214,766
經常費用	4,214,766
保険金等支払金	3,809,692
交付金	295,219
資金調達費用	107,824
役務取引等費用	4
その他業務費用	—
事業費	1,716
一般管理費	303
その他經常費用	8
經常損失	△ 446
特別利益	—
特別損失	—
当期純損失	△ 446
前中期目標期間繰越積立金取崩額	509
当期総利益	63

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,955,384
業務活動による支出	4,815,503
投資活動による支出	391,258
財務活動による支出	1,733,989
次期への繰越金	14,634
資金収入	6,955,384
業務活動による収入	4,638,701
保険料等収入	3,974,316
拠出金収入	295,395
貸付金の回収等	200,932
運用収入	164,806
手数料収入	4
その他の業務収入	3,247
投資活動による収入	1,910,887
財務活動による収入	391,258
前期よりの繰越金	14,537

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構平成31年度年度計画の予算等

【郵便貯金勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	4,378
運用収入	2,932
手数料収入	4
その他の業務収入	1,441
他勘定より受入	82
借入金償還原資	200,932
計	205,392
支出	
業務経費	4,116
支払利子	2,932
その他の業務支出	1,184
一般管理費	23
人件費	231
借入金償還	200,932
計	205,303

【人件費の見積り】

期間中総額186百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	3,160
経常収益	3,160
資産運用収益	1,714
役務取引等収益	4
その他業務収益	—
その他経常収益	1,441
費用の部	3,160
経常費用	3,160
郵便貯金利子	11
借入金利息	1,703
役務取引等費用	4
その他業務費用	—
事業費	1,319
一般管理費	122
その他経常費用	0
経常利益	—
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	—
当期総利益	—

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	597,190
業務活動による支出	382,200
投資活動による支出	—
財務活動による支出	200,932
次期への繰越金	14,058
資金収入	597,190
業務活動による収入	205,392
貸付金の回収等	200,932
運用収入	2,932
手数料収入	4
他勘定より受入れ	82
その他の業務収入	1,441
投資活動による収入	377,830
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	13,968

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構平成31年度年度計画の予算等

【簡易生命保険勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	4,137,997
保険料等収入	3,974,316
運用収入	161,874
その他の業務収入	1,807
借入金償還原資	1,533,057
計	5,671,053
支出	
業務経費	4,137,710
保険金等支払金	3,975,633
支払利子	161,874
その他の業務支出	204
一般管理費	30
人件費	250
借入金償還	1,533,057
計	5,671,047

【人件費の見積り】

期間中総額202百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	3,915,785
経常収益	3,915,785
保険料等収入	3,808,377
資産運用収益	106,110
その他業務収益	—
その他経常収益	1,298
費用の部	3,916,294
経常費用	3,916,294
保険金等支払金	3,809,692
資金調達費用	106,110
事業費	347
一般管理費	138
その他経常費用	8
経常損失	△ 509
特別利益	—
特別損失	—
当期純損失	△ 509
前中期目標期間繰越積立金取崩額	509
当期総利益	—

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,062,857
業務活動による支出	4,137,991
投資活動による支出	391,258
財務活動による支出	1,533,057
次期への繰越金	552
資金収入	6,062,857
業務活動による収入	4,137,997
保険料等収入	3,974,316
運用収入	161,874
その他の業務収入	1,807
投資活動による収入	1,533,057
財務活動による収入	391,258
前期よりの繰越金	545

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構平成31年度年度計画の予算等

【郵便局ネットワーク支援勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	295,395
抛出金収入	295,395
その他の業務収入	—
借入金償還原資	—
計	295,395
支出	
業務経費	295,232
交付金	295,219
その他の業務支出	13
一般管理費	6
人件費	75
他勘定へ繰入	82
借入金償還	—
計	295,395

【人件費の見積り】

期間中総額64百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	295,376
経常収益	295,376
抛出金収入	295,376
その他経常収益	0
費用の部	295,314
経常費用	295,314
交付金	295,219
資金調達費用	—
事業費	51
一般管理費	44
その他経常費用	—
経常利益	63
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	63
当期総利益	63

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	295,419
業務活動による支出	295,395
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
次期への繰越金	24
資金収入	295,419
業務活動による収入	295,395
抛出金収入	295,395
その他の業務収入	—
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	24

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。